

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和6年度
計画主体	会津美里町

会津美里町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 会津美里町 産業振興課

所在地 福島県大沼郡会津美里町字新布才地1

電話番号 0242-55-1191

FAX番号 0242-55-1199

メールアドレス sangyo@town.aizumisato.fukushima.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カラス、カワウ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	会津美里町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	令和5年度		
	品目	被害面積 a (アール)	被害の実績 (千円)
ツキノワグマ	果樹	10.24	265.68
	桃	0.03	2.59
	スモモ	6.27	185.02
	葡萄	0.51	49.90
	その他	3.43	28.17
	計	10.24	265.68
ニホンジカ	稲	12.10	156.17
	水稻	12.10	156.17
	計	12.10	156.17
カラス	果樹	0.38	31.04
	桃	0.38	31.04
	計	0.38	31.04
カワウ	アユ・ヤマメ	600(kg)	950
	計	600(kg)	950
農作物被害		22.72	452.89
水産物被害		600(kg)	950

(2) 被害の傾向

①ツキノワグマ

町内の平坦部を除く町内全域に生息しており、6月頃からとうもろこしやすいか等の野菜の被害が発生し、その後、もも、ぶどう、かき等の被害が11月頃まで発生する。

特に、山間部の集落等、ツキノワグマの生息域と人間の生活圏が混在している地域で出没が多くみられ、また、河川敷等の藪を利用し、山林から離れた平坦部の集落への出没もみられる。近年では耕作放棄地にある放任果樹（主に柿）や集落周辺の放任果樹（主に柿）が誘引物となり、それを求めて出没するケースが増加している。

令和5年度には、目撃情報や通報件数が令和3年度に比べて約10倍に増加しており、農作物被害や人身被害の深刻化が懸念される。

（令和5年度に1件、令和6年度に2件の人身被害が発生）

②イノシシ

平成19年度にイノシシによる被害が確認されて以降、平成28年度には町内全域の山間部においてイノシシの目撃や被害が確認され、令和2年度には山林から離れた平坦部の集落にまで出没してしまう状況になった。年々個体数は増加傾向である。

被害は3月下旬から11月にかけて、畠畔、農地や農道等に掘り返しが発生しており、住民生活への影響が拡大している。

令和5年度は被害がなかったものの、それ以前には水稻等に被害を与えていた。令和6年度には、水稻や野菜等のほ場において踏み倒しや掘り起こしが発生し、農家の営農意欲の低下を招いている。

③ニホンジカ

ニホンジカによる被害は山間部の田畠で確認されている。

被害時期は主に6月～7月にかけて多く、水稻被害、森林環境への被害が確認されている。

従来生息していなかったが、平成26年に町内で初めて確認されてから年々目撃情報及び被害情報は多くなってきており、今後個体数の増加や生息域の拡大が進めばさらなる被害が懸念される。

④ニホンザル

令和4年度及び令和5年度に高田、本郷地域を中心に目撃情報が寄せられている。令和6年度では、目撃情報が寄せられていないが、近隣の市町村では出没が報告されており、ニホンザルは広範囲に移動するため、本町への侵入リスクが懸念される。

ニホンザルの生息域・生息数を調査していくことが必要である。

⑤カラス

カラスによる被害は町内全域で確認されており、高田や新鶴地域で野菜や果樹の食害が発生しており、特にカラスの被害対策をしていない家庭菜園及び自家消費の果樹の被害が多く発生している。

⑥カワウ

町内には生息地(コロニー)はないが、被害は阿賀川及びその支流の宮川等を中心に発生している。

4月下旬から9月下旬にかけて発生しており、特に会津非出資漁業協同組合が放流したアユ・ヤマメ等の食害が多いと推測される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
農作物被害額		
① ツキノワグマ	266千円	213千円
② イノシシ	0千円	0千円
③ ニホンジカ	156千円	125千円
④ ニホンザル	0千円	0千円
⑤ カラス	31千円 計 453千円	25千円 計 363千円
農作物被害面積		
① ツキノワグマ	10.24a	8.19a
② イノシシ	0a	0a
③ ニホンジカ	12.10a	9.68a
④ ニホンザル	0a	0a
⑤ カラス	0.38a 計 22.72a	0.30a 計 18.17a
水産物被害額		
① カワウ	950千円 計 950千円	855千円 計 855千円
水産物被害量		
① カワウ	600kg 計 600kg	540kg 計 540kg

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・会津美里町鳥獣被害対策実施隊を編成し、有害捕獲を実施している。 ・捕獲方法 <ul style="list-style-type: none"> ツキノワグマ：箱ワナ、銃器 イノシシ：箱ワナ、くくりワナ、銃器 ニホンジカ：くくりワナ、銃器 カラス：銃器 カワウ：銃器 ・捕獲技術向上のため、実射研修会に参加。 ・狩猟免許取得者の増加を目的に免許取得に係る費用を助成。 ・罠見廻り軽減システムや自動捕獲システムなどのICT技術を活用した捕獲活動も実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・有害捕獲だけでは被害を防ぐことはできないため、防除対策及び生息環境管理と並行して捕獲活動を行う必要がある。 ・イノシシ及びニホンジカの捕獲率向上のための捕獲技術研修会等を実施していく必要がある。 ・今後、被害が懸念されるニホンザルに対する知見が不足している。 ・カラス、カワウについては、銃器による捕獲を実施しているが、捕獲数が少なく、効果が薄い。 ・実施隊員の高齢化に伴う担い手不足が懸念される。 ・ICT機器の操作や設定の知識が必要となり、スキル向上が必要となる。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・町単独補助金により、電気柵の設置に対して助成。 ・各農家及び漁協において、侵入防止柵の設置。 ・各農家及び漁協において、鳥獣追払い用花火やロケット花火等を使用した追払いの実施。 ※町で鳥獣追払い用花火を無料配布している。 ・県の支援事業等の活用により、集落ぐるみの対策への取り組みを進めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシの出没が多発している集落に電気柵が設置されていない状況がある。 ・過去設置した侵入防止柵（電気柵）について、適切な管理を行っていない箇所が見られる（下草刈りを行っていない、柵の高さが低い等）。 ・広範囲に侵入防止柵を設置しなければいけない場合、高額な設備費となり、実現が難しくなることがある。 ・追払い花火等を使用して追払いを実施しているが、鳥獣に馴れが生じており、効果が薄い。 ・住民間で意見が分かれ、集落内で合意形成に至らない場合がある。

生息環境管理 その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・町民に対し、有害鳥獣防除に関する知識の普及を行った。 ・鳥獣被害対策専門家による集落環境診断の実施。 ・鳥獣を寄せ付けない環境づくりのため、緩衝帯整備の実施。 ・鳥獣被害状況共有マップシステムを導入し、鳥獣の目撃情報を「見える化」した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域の生息調査が行われていないことから地区に適した防除策を具体的に提案することが困難である。 ・広範囲に草刈りを実施しなければいけない場合、実現が難しくなることがある。 ・目撃情報だけでなく、被害情報や電気柵設置情報などを追加し情報を充実させる必要がある。
------------------	--	--

(5) 今後の取組方針

会津美里町鳥獣被害対策実施隊と連携し、効率的な捕獲方法に関する調査及び研修会を実施し、捕獲体制の強化及び隊員の技術向上を図る。イノシシ・ニホンジカ・ニホンザルに関する知見は不足していることから、先進事例等の情報収集を行いながら、捕獲隊員の知識向上と技術の習得に努める。

特にイノシシについては農作物被害の増加が予想されることから、有害捕獲や狩猟による捕獲圧を高め、個体数を調整していく。

捕獲隊員の高齢化により、捕獲隊員の確保が困難になっている為、地域住民に対し、狩猟に関する広報活動や狩猟免許の取得に関する支援等を行い捕獲の担い手の育成に取り組む。現在導入している罠見廻り軽減システムや自動捕獲システムに加え、通信付きセンサーダブルなどICT機器のさらなる導入で実施隊及び職員の負担をさらに軽減していく。

捕獲以外の被害対策は、地域住民と連携しながら、緩衝帯整備などの生息環境管理、侵入防止柵設置などの被害防除、追い払い等の集落ぐるみで取り組む鳥獣被害の防除対策を総合的に取り組む。令和6年度に導入した鳥獣被害状況共有マップシステムにより、鳥獣の目撃情報を「見える化」した。今後は被害情報なども共有し、住民主体での被害対策や効率的な捕獲計画に取り組む。

ニホンザルにおいては、定着を防ぐ前に適切な追い払いを実施し、合わせて生息状況及び被害状況の把握を行い、被害予防に努める。

カワウについては、生態の把握を行いながら、花火による追い払いによる防除をさらに強化し、被害の軽減に努める。捕獲手法については、専門家や関係機関と協議し、安全性や効果を確認した上で実施し、新たに釣り針による捕獲も検討する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

会津美里町鳥獣被害対策実施隊は、福島県猟友会美里支部からの推薦を受け、会津美里町長が隊員を任命し組織している。

捕獲については、会津美里町と実施隊が捕獲時期、捕獲場所等について協議し実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ ニホンザル カラス カワウ	<ul style="list-style-type: none">・ ICT 機器等の先進技術を用いた捕獲の実施。・ 捕獲機材の導入。・ 新規狩猟免許所得者への所得経費補助支援。・ 狩猟免許所持者への更新補助。・ 近年の捕獲実績や被害状況等により、対象鳥獣の生息状況調査を行う。・ 捕獲実施隊への技能向上研修を行うとともに、捕獲対応マニュアルを作成。・ 鳥獣被害状況共有マップシステムによる出没箇所、被害状況見える化したマップを公開し情報共有する。・ 地域住民主体となる対策の取り組みを進めていき、持続可能な鳥獣対策を構築する。・ 鳥獣被害対策の見直しと新たな取り組みについての検討。・ 緩衝帯の刈払い等の環境整備。

令和8年度	ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ ニホンザル カラス カワウ	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT 機器等の先進技術を用いた捕獲の実施。 ・捕獲機材の導入。 ・新規狩猟免許所得者への所得経費補助支援。 ・狩猟免許所持者への更新補助。 ・近年の捕獲実績や被害状況等により、対象鳥獣の生息状況調査を行う。 ・捕獲実施隊への技能向上研修を行うとともに、捕獲対応マニュアルを作成。 ・鳥獣被害状況共有マップシステムによる出没箇所、被害状況見える化したマップを公開し情報共有する。 ・地域住民主体となる対策の取り組みを進めていき、持続可能な鳥獣対策を構築する。 ・鳥獣被害対策の見直しと新たな取り組みについての検討。 ・緩衝帯の刈払い等の環境整備。
令和9年度	ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ ニホンザル カラス カワウ	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT 機器等の先進技術を用いた捕獲の実施。 ・捕獲機材の導入。 ・新規狩猟免許所得者への所得経費補助支援。 ・狩猟免許所持者への更新補助。 ・近年の捕獲実績や被害状況等により、対象鳥獣の生息状況調査を行う。 ・捕獲実施隊への技能向上研修を行うとともに、捕獲対応マニュアルを作成。 ・鳥獣被害状況共有マップシステムによる出没箇所、被害状況見える化したマップを公開し情報共有する。 ・地域住民主体となる対策の取り組みを進めていき、持続可能な鳥獣対策を構築する。 ・鳥獣被害対策の見直しと新たな取り組みについての検討。 ・緩衝帯の刈払い等の環境整備。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方				
対象鳥獣	捕獲計画数等			
	7年度	8年度	9年度	
ツキノワグマ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ツキノワグマ管理計画の基準による。(福島県第14次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画) 過去5年間の有害捕獲実績の平均値(23.6頭)に基づき、捕獲目安頭数は各年度24頭程度とする。 ※個体数調整対象種ではないため「計画」ではなく「目安」と標記した。			
イノシシ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画(福島県第14次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画)及び福島県イノシシ管理計画の基準による。 過去5年間の有害捕獲実績の平均値(16.8頭)に基づき、捕獲計画頭数は各年度17頭程度とする。			
ニホンジカ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画(福島県第14次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画)及び福島県ニホンジカ管理計画の基準による。			
ニホンザル	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画(福島県第14次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画)及び福島県ニホンザル管理計画の基準による。			
カラス	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画(福島県第14次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画)の基準による。			
カワウ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画(福島県第14次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画)及び福島県カワウ管理計画の基準による。			

捕獲等の取組内容

捕獲方法について、ツキノワグマにおいては、箱ワナ及び銃器による捕獲を行う。イノシシ、ニホンジカについては、箱ワナ、くくりワナ及び銃器による捕獲を行う。カラスについては、箱ワナ、くくりワナ及び銃器による捕獲を行う。カワウについては、銃器、釣り針による捕獲を行う。

なお、捕獲活動は4月～11月に重点的に行い、人的被害の恐れのある個体及び農作物の被害が大きい地区を重点的に実施することとし、安全かつ効果的な捕獲を行うため、地域住民の理解を得ながら、有害鳥獣の行動を把握し、必要最低限の捕獲を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

ワナや散弾銃(スラッグ弾)での捕獲が困難であり、且つ周辺の安全が確保され、捕獲に最も有効な手段であると判断できる場合において、その使用を許可するものとする。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
会津美里町全域	ニホンジカ、カワウ

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	7年度	8年度	9年度
ツキノワグマ	町単独補助による設置助成。	町単独補助による設置助成。	町単独補助による設置助成。
イノシシ			
ニホンジカ			
ニホンザル	電気柵 7,000m	電気柵 7,000m	電気柵 7,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	7年度	8年度	9年度
ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が中心となり電気柵周辺の草刈り、ツルや倒木等の接触を確認するため巡回し侵入防止柵の管理を行う。 ・侵入防止柵に対する理解を高めるため、地域住民に対し町が適切な侵入防止柵設置管理に関する指導を行う。 ・町単独補助事業で侵入防止柵設置に助成。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が中心となり電気柵周辺の草刈り、ツルや倒木等の接触を確認するため巡回し侵入防止柵の管理を行う。 ・侵入防止柵に対する理解を高めるため、地域住民に対し町が適切な侵入防止柵設置管理に関する指導を行う。 ・町単独補助事業で侵入防止柵設置に助成。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が中心となり電気柵周辺の草刈り、ツルや倒木等の接触を確認するため巡回し侵入防止柵の管理を行う。 ・侵入防止柵に対する理解を高めるため、地域住民に対し町が適切な侵入防止柵設置管理に関する指導を行う。 ・町単独補助事業で侵入防止柵設置に助成。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ ニホンザル カラス カワウ	<ul style="list-style-type: none"> ・目撃情報の収集及び被害の実態調査、マッピングによる被害箇所の可視化。 ・地域住民の対策意識の向上を目的とし、学習会や検討会及び集落環境診断等を開催。住民が主体となり、計画的・組織的に対策を実施できるよう支援する。 ・集落に対する追払い用花火の提供や適切な追払い方法の指導を通して、地域住民による効率的な追払い活動の推進を図る。 ・実施隊員に対する被害対策についての講習会等を実施し、捕獲以外の対策に関する知識及び技術の向上を図る。 ・県の支援事業等を活用しながら未利用果樹の伐採及び緩衝帯の設置を行い、鳥獣の出没しにくい集落環境の整備を図る。 ・出没箇所見える化マップの公開及び対応マニュアルの公開。 ・上記の対策を複合的に実施することにより、地域住民による主体的な被害対策を推進、支援し、鳥獣に負けない安心で安全な地域づくりを行っていく。

令和8年度	ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ ニホンザル カラス カワウ	<ul style="list-style-type: none"> ・目撃情報の収集及び被害の実態調査、マッピングによる被害箇所の可視化。 ・地域住民の対策意識の向上を目的とし、学習会や検討会及び集落環境診断等を開催。住民が主体となり、計画的・組織的に対策を実施できるよう支援する。 ・集落に対する追払い用花火の提供や適切な追払い方法の指導を通して、地域住民による効率的な追払い活動の推進を図る。 ・実施隊員に対する被害対策についての講習会等を実施し、捕獲以外の対策に関する知識及び技術の向上を図る。 ・県の支援事業等を活用しながら未利用果樹の伐採及び緩衝帯の設置を行い、鳥獣の出没しにくい集落環境の整備を図る。 ・出没箇所見える化マップの公開及び対応マニュアルの公開。 ・上記の対策を複合的に実施することにより、地域住民による主体的な被害対策を推進、支援し、鳥獣に負けない安心で安全な地域づくりを行っていく。
-------	--	---

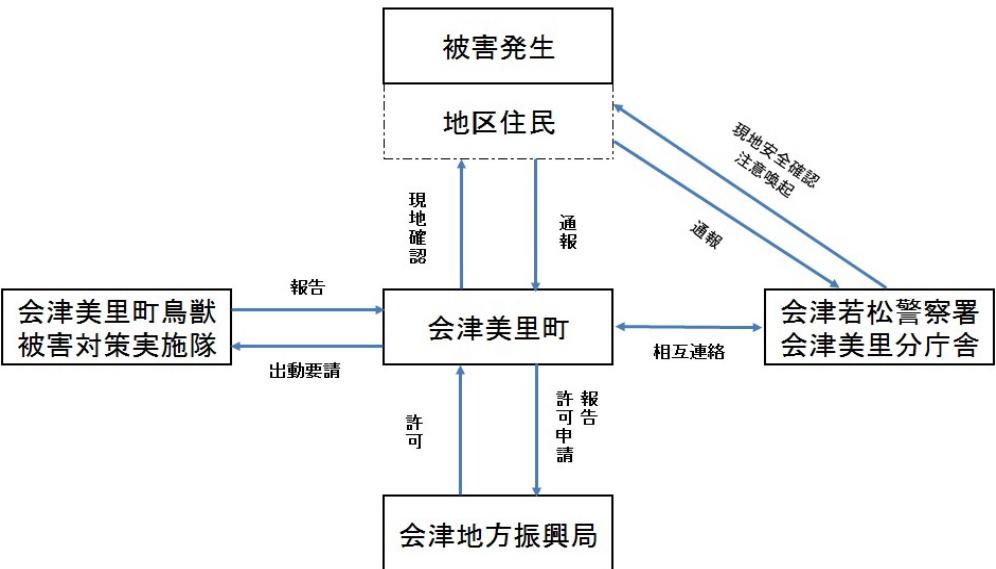
令和9年度	ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ ニホンザル カラス カワウ	<ul style="list-style-type: none"> ・目撃情報の収集及び被害の実態調査、マッピングによる被害箇所の可視化。 ・地域住民の対策意識の向上を目的とし、学習会や検討会及び集落環境診断等を開催。住民が主体となり、計画的・組織的に対策を実施できるよう支援する。 ・集落に対する追払い用花火の提供や適切な追払い方法の指導を通して、地域住民による効率的な追払い活動の推進を図る。 ・実施隊員に対する被害対策についての講習会等を実施し、捕獲以外の対策に関する知識及び技術の向上を図る。 ・県の支援事業等を活用しながら未利用果樹の伐採及び緩衝帯の設置を行い、鳥獣の出没しにくい集落環境の整備を図る。 ・出没箇所見える化マップの公開及び対応マニュアルの公開。 ・上記の対策を複合的に実施することにより、地域住民による主体的な被害対策を推進、支援し、鳥獣に負けない安心で安全な地域づくりを行っていく。
-------	--	---

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
会津美里町	被害状況の確認と住民への注意喚起、被害防止対策の実施と必要に応じ捕獲許可申請を行う。緊急の場合は、一部権限委譲に基づき捕獲許可を出す。
会津美里町鳥獣被害対策実施隊	銃器、ワナによる捕獲を実施。
会津若松警察署会津美里分庁舎	住民への注意喚起、緊急時における発砲許可の指示。
福島県会津地方振興局 (県民環境部)	町に対する捕獲許可、助言等。

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲等をした現場での埋設を行っている。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	本町全域に、国からの出荷制限指示が出されており、自家消費の自粛が呼びかけられている状況から、当面の間捕獲した対象鳥獣の食品・ペットフードとしての利用は困難である。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨 製品、角製 品、動物園 等での屠体 給餌、学術 研究等)	様々なニーズを把握し、有効活用に向けた調査及び研究を進め、インテリアや装飾品等への活用を図る。

(2) 処理加工施設の取組

なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効活用のための人材育成の取組

鳥獣の専門員を配置。

有害鳥獣防除だけではなく捕獲した鳥獣を有効活用できるような事業の創出を目指している。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	会津美里町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
会津美里町	鳥獣被害防止計画の策定及び協議会に関する連絡、調整
会津美里町鳥獣被害実施隊	被害防止対策の実施・指導、有害鳥獣の捕獲
福島県猟友会美里支部	捕獲隊員の推薦、猟友会会員の増員
福島県鳥獣保護管理員	鳥獣保護管理の立場から、諸活動への助言指導と情報提供
会津よつば農業協同組合 (美里営農経済センター)	農作物被害に関する調査及び農作物被害対策に関する情報提供・指導
有限会社川島林業	野生鳥獣との共生の立場から森林整備に関する情報提供
栗城林業株式会社	野生鳥獣との共生の立場から森林整備に関する情報提供
会津非出資漁業協同組合	カワウ被害把握および防止対策に関する助言・指導等
会津美里町自治区長連絡協議会	被害状況の情報提供・被害対策の協力

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
福島県会津農林事務所 農業振興普及部	農作物等の鳥獣被害防止対策に関する助言・指導
福島県会津地方振興局 県民環境部	有害鳥獣の捕獲及び被害防止に関する助言・指導
会津若松警察署 会津美里分庁舎	被害状況等の確認と住民への注意喚起、緊急時における住民の安全確保
会津森林管理署	国有林での有害鳥獣関連の情報提供
福島県会津農林事務所 森林林業部	農地周辺の環境整備としての森林管理・森林整備手法について、助言及び指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成 27 年 4 月に会津美里町鳥獣被害対策実施隊を組織。

福島県猟友会美里支部から推薦される者(定員 30 名)及び鳥獣被害対策業務を担当する職員又は狩猟免許を所持する職員を町長が会津美里町鳥獣被害対策実施隊員として任命する。そのうち狩猟免許を所持するものは、対象鳥獣捕獲員として従事する。

- ・組織

実施隊員を統括する実施隊長 1 名

実施隊長を補佐する実施副隊長 2 名

事務局 会津美里町産業振興課

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

鳥獣の保護管理及び被害対策等を担う専門的知識・技術を有する職員の育成・確保を図るとともに、そのような職員の適切な配置に努める。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

近隣市町村と連携した広域的な有害鳥獣対策を取り組むとともに、会津地域鳥獣被害防止広域対策推進協議会との連携を強化していく。

【会津地域鳥獣被害防止広域対策推進協議会】

対象鳥獣の生態調査及び被害防止対策の普及、推進、実施し、被害軽減等を図る。

構成機関：会津若松市、喜多方市、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塙原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町